平成２３年（フ）第２９９号
静岡県沼津市高島町13番２号　小林ビル２Ｆ
債務者　方山清貞こと　方　　清貞
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
静岡県熱海市熱海1993番地の272
債務者　川﨑　博子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
静岡県沼津市八幡町28番地　鈴木ビル３Ｆ東
債務者　渡辺　園枝（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９９号
愛知県あま市中萱津大坊14番地
債務者　細矢　悌一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２７号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅12棟302号
債務者　川東　知明
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４７号
愛知県稲沢市平和町嫁振400番地　サンライズ六輪102号
債務者　太田　　純
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７８号
三重県松阪市大黒田町1540番地
債務者　岡本　静子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７９号
三重県松阪市清生町617番地、前住所静岡県伊東市川奈1220番地１　ブラッサム川奈Ⅰ・102
債務者　須田　純一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６５号
福岡県豊前市大字沓川583番地４　エルクシール沓川Ｇ号
債務者　松末　元子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
秋田県由利本荘市川口字川原58番地１
債務者　鈴木　　隼
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４３７号
神奈川県小田原市中曽根202番地
債務者　小川　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０５号
愛知県一宮市東加賀野井字東川原167番地
債務者　時田　延男
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２４１号
愛知県一宮市小信中島字郷浦41番地
債務者　浜口鈑金店こと　濱口　和也
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２４２号
愛知県一宮市小信中島字郷浦41番地
債務者　濱口　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８２４号
京都市南区上鳥羽北島田町67番地　久世荘102号
債務者　髙野　晴之
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５６号
京都府長岡京市長岡１丁目26番22号
債務者　宮本　稔和
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５７号
京都府長岡京市長岡１丁目26番22号
債務者　宮本　君江
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５８号
京都府長岡京市長岡１丁目26番22号
債務者　宮本　尚泰
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係